

令和 4 年

舞鶴市議会 3 月定例会議案

第 29 号議案及び第 30 号議案(追加)

令和 4 年 3 月 10 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 29 号 議 案	令和 3 年度 舞鶴市病院事業会計補正予算(第 2 号)	別冊
第 30 号 議 案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	1

第 30 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 10 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 中「第 18 条の 2」の右に「及び第 18 条の 4」を加え、同条第 1 号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 72 条の 3 第 1 項」の右に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 13 条の 6 中「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 13 条の 6 の 2 中「第 18 条の 2」の右に「及び第 18 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の右に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 13 条の 6 の 12 中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 18 条の 2 の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に、「第 13 条」を「第 13 条第 2 項」に、「第 13 条の 6 の 6」を「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 18 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 18 条の 4 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 13 条又は第 13

- 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額(第 13 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第 4 項に掲げる場合を除く。)
- 2 第 14 条の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 又は第 13 条の 6 の 10」と、「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。
 - 4 当該年度において、第 18 条の 2 に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第 13 条又は第 13 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 18 条の 2 第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第 13 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額(第 13 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)
 - 5 第 14 条の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
 - 6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額において準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 又は第 13 条の 6 の 10」と、「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるとともに、未就学児に係る被保険者均等割額を減額する等所要の改正を行いたいので提案する。